

令和5年第2回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年2月2日（木曜日） 14時00分～16時25分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一
5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏
9番 小野 隆壽 10番 小野 美智子 11番 竹中 裕子 12番 高島 千恵美
13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯5区 笠村 由喜 佐伯11区 高島 相吉
弥生1区 荒木 廣樹 弥生2区 市原 洋一 弥生3区 藤原 安政 蒲江3区 飛高 聖悟

欠席委員： なし

事務局： 事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁
事務員 児玉 真輝

農政課： 課長補佐兼総括主幹 首藤 和秀 事務員 木本 匠

議事日程

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④非農地証明願について

⑤非農地通知について（弥生地域）

事務局長：それでは令和5年第2回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席はございません。よって、農業委員16名中本日の会議の現在の出席者は16名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和5年1月13日付けで13件となっていますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長：（挨拶）

事務局長：農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になりますので、会長の会長に議事の進行の方をよろしくをお願いします。

議 長：それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。議事録の署名を10番 小野 美智子委員、12番 高島 千恵美 委員をお願いします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長：それでは議案書の2ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明をいたします。農地法第3条件数は5件、田が1万262平方メートル、畑が834平方メートル、合計1万1096平方メートル、農地法第4条件数は1件、田が1912平方メートル、畑はございません。合計で1912平米となっております。農地法第5条、件数は4件。田が、2318平方メートル、畑が123平方メートル、合計2441平方メートル。総数の合計件数が10件、合計面積が田が、1万4492平方メートル、畑が957平方メートル。総合計面積が1万5449平方メートル。以上を提案いたします。審議のほどをお願いいたします。

議 長：はい。ただいま事務局より件数及び、面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。（ありません、の声あり）ないようでございますので議事に入りたいと思います。それでは、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。それでは3ページの1番から事務局の説明の後、高島推進委員さんから意見ををお願いいたします。

事務局：はい。申請地の位置につきましては、配付しています案内図と住宅地図を御参照ください。土地の表示申請人耕作面積は議案書のとおりです。3条の1について説明いたします。住宅地図の冊子1ページから3ページを御覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。農業経営に必要な農機具は所有しています。譲受人、農業は譲受人と、父、母の3人で行うとのことです。農地取得後は、米や野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は488.39アールとなり、佐伯地域の下限面積30アール以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。

議 長：続きまして高島推進委員さんをお願いします。

高畠推進委員：高畠です。現地を視察したところ、何も問題はないと思われます。

議長：はい、ありがとうございました。事務局からの説明、そしてまた、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは、3条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。ございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、3条の2番について、この議案につきましては3番委員が、申請者の代理人とな。

なっておりますので、3番委員は審議が終わるまで退席をお願いします。

はい。

それでは事務局の説明の後、飛高推進委員さんから意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子4ページ5ページを御覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で、花木や野菜を栽培しているとのことです。

手作業で営農するため、農機具は必要ありません。

農業は、譲受人と母の2人で行うとのことです。

農地取得後は、引き続き、花木や野菜を栽培するとのことです。

取得後の耕作面積は、8.34アールとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1アール以上となります。

今後、引き続き農業を行うので、周辺農地、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われれます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、飛高推進委員さんをお願いします。

(飛高推進委員)

はい。

問題はありません。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、これ、声が出ましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

それでは3番委員お入りください。

はい。

続きまして3条の3番についてですが、事務局の説明の後、松本推進委員さんから意見をお願いいたします。

(事務局)

はい、住宅地図の冊子、6ページを御覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹、野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と姪の2人で行うとのことです。

農地取得後は、果樹を栽培するとのことです。

取得後の耕作面積は90.84アールとなり、佐伯地域の下限面積30アール以上となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われま

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしという意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、3条の4番についてですが事務局の説明の後、本日担当推進委員が欠席のため、事務局よ

り推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子7ページを御覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は、野菜の栽培、及び、一部農業用倉庫として利用するとのことです。

取得後の耕作面積は、0.59アールとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1アール以上となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、事務局の説明の後、荒木推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子8ページを御覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地及び借入れ地で、米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は、米を栽培するとのことです。

取得後の耕作面積は83.07アールとなり、弥生地域の下限面積30アール以上となります。

今後引き続き農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい、それでは続きまして荒木推進委員さんお願いします。

(荒木推進委員)

はい。

特に問題はないと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

はい。

事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも、特に問題ないとの意見がございました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第3条の5件の審議を終わります。

続きまして4ページの、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず4条の1番についてですが、事務局の説明の後、飛高推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条の1番について説明いたします。

お配りしている地図の9ページを御覧ください。

申請地は農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農地造成としての用途による申請です。

申請地は、田として耕作出来なくなったため、かさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後は、粟を作付する計画です。

なお、申請地は、申請者が許可を得ずに、令和2年4月1日から造成工事に事前着手しているため、今回申請者からの始末書を添付しての申請となっております。

申請地では、砕石等を取り除き、1メートルのかさ上げ、事前着手しているため、現況に表土を入れ、整地を行います。隣接に対しては、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われれます。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第21両(1)、両(イ)のCの両(エ)、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、飛高推進委員さんお願いします。

(飛高推進委員)

本件は、無断転用ですから始末書がもう添付されております。

現地に関しては問題ないと思います。

あとなお申請地は農業農振地域の農用地であります、造成以後は、耕作化が可能な状態に是正されますので、よいのと問題ないと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局から説明そしてまた担当推進委員さんからも、追認案件で遺憾であるけども始末書も、添付されており現地に対しては問題ないと。

いう意見でございました。

それでは4条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい、なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可相当とします。

以上で、農地法第4条の1件の審議を終わります。

続きまして、5ページの議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず、5条の1番についてですが、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

5条の1番について説明いたします。

地図の10ページを御覧ください。

申請地は佐伯市弥生振興局から、おおむね300メートルの区域内にある第3種農地の田です。

建て売り住宅としての用途による申請です。

譲受人が建て売り住宅、6棟として利用する計画です。

申請地では、木造二階建て、建築面積53.63平方メートルの住宅6棟を建築します。

造成工事は、盛土を行います、コンクリートブロック擁壁を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

また、汚水処理生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は自然浸透及び自然流下します。

弥生土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、問題ない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1両(1)エの(イ)第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可をす

ることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

はい。

これは市道に沿って水路を通っていますけど、それから南側の10号線のほうに向かっているけど、10号線にちょっと詰まっとしてそこがもう水路、田んぼはもうこの2枚だけになってる状態で、南がわの10号線から先のほうは、ほかの水路から内外で使ってる状態で、特に問題はそれで問題ないと思われ

ます。
以上でございます

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局から説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可相当とします。

続きまして5条の2番について、事務局の説明の後、藤原推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

5条の2番について説明いたします。

地図の11ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は、河川改修に伴い、現住居移転により、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造二階建て、建築面積96.26平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は、盛土を行います。擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われ

ます。また、汚水処理生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧1カ(イ)、第2種農地の許可要件、申請に関わる農地に変えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に関わる事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして藤原推進委員さんお願いします。

(藤原推進委員)

はい。

藤原です。

当集落はかなり広いんですけども、そのうちでも大体地区を離れて3か所ぐらいに集落は集落といえますか、集合しておるところです。

その中の1番広い部分で、のところで河川改修に伴う、また、公道の付け替えと、そういうことがありまして、やむを得ず、移転するというので、近所に土地がありましたので、いや、それを進めていくという、ということでもあります。

先ほど事務局の説明通り擁壁、L型を入れるということで、また、当時、近所は住宅と田畑、田が中心ですが、田の畑地利用と、そういう高地ですね、点在する中でのことでもありますので、特に農業に残る、農地、農業について問題のあることはございません。

以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、担当推進委員さんからも、特に問題ないとの意見がございました。

それでは、5条の2番について、これより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可相当とします。

続きまして、5条の3番についてですが事務局の説明の後、飛高推進さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

5条の3番について説明いたします。

地図の12ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受け人のお寺の檀家専用の駐車場はなく、携帯に経済の空いているところに、臨時で駐車し、また、近くの空き地や路上に駐車している状況です。

よって、檀家が一度に参拝に来たときには、駐車場が足りないため、今回の申請により、当寺の近隣地

である申請地を、檀家用の駐車場として利用する計画です。

なお、申請地は、譲渡し人が許可を得ずに、令和4年6月頃から、隣接地の住宅取壊し時に更地になっているため、今回申請者からの始末書が添付されています。

申請地は、隣接地の宅地とともに、檀家用を5台分、普通車の駐車スペースを設けます。

造成工事は、整地を行い、コンクリート舗装を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして飛高推進委員さんお願いします。

(飛高推進委員)

無断転用ではありますが始末書が添付されております。

現地に関しては問題ないと思います。

(会長)

はい、事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも、追認案件で遺憾であるけれども、始末書も添付されており、現地については問題ないとのことでした。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可相当とします。

続きまして5条の4番について、事務局の説明の後、笠村推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

5条の4番について説明いたします。

地図の13ページを御覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第2種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人の自宅式の駐車場は手狭で、来客用駐車スペースがないため、近くの土地を借りて駐車している状況です。

そのため、自宅前の申請地を来客用、子供用ほかとして利用する計画です。

なお、譲受人の住宅敷地には駐車スペースが1台程度ありますが、他人名義の土地、宅地を含んでいる状況です。

申請地では、個人用2台、子供、来客用を含む、来客1台、計3台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は、整地、バラス舗装ののみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第3種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

(笠村推進委員)

特に問題はないと、ないと思われま

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可相当とします。

以上で、農地法第5条の4件の審議を終わります。

それでは、今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案、議案第4号、農地法第3条の5件につきましては許可したいと思います。

議案第5号、農地法第4条の1件と、議案第6号、農地法第5条の4件につきましては本委員会としては許可相当として、県知事のほうに意見を進達したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間は何分、はいそれじゃ40分から再開したいと思いますよろしくお願いします。

はい。

そろそろいいですか。

はい。

再開したいと思います。

それではただいまより、その他の議案、農用地利用集積計画案についてを議題といたします。

それでは、農政課、お願いします。

(農政課)

はい。

お疲れさまです。

農政課の木本です。

前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを、農地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。

座って、説明させていただきます。

今回の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、50 件となっております。

御手元の農地利用集積計画案を御確認ください。

表紙裏の一覧表を御覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間 3 年が一筆で 2329 平方メートル。

契約期間 5 年が 10 筆で 2 万 2180 平方メートル。

契約期間 6 年が 5 筆 6442 平方メートル、契約期間 10 年が 26 筆で、2 万 4679 平方メートル。

契約期間 19 年が 7 筆で 5144 平方メートル。

また、先ほど農業委員会の事務局より説明のありました所有権移転が一筆で 1309 平方メートル、これら合計しまして 50 筆で 6 万 3000 飛んで 83 平方メートルとなります。

なお、各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので御確認をお願いいたします。

また利用権の設定等を受ける者が公社となった要因につきましては、農地中間管理事業等しておりますので、後ほど、農地利用配分計画案にて御説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われるので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。それでは、ないようでございますので、ただいまより、農用地利用集積計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして利用権設定の推進についてお願いということで、農政課、説明してください。

(農政課)

はい。

利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用券の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来者分については該当する推進委員の方にリストを渡ししておりますので、相談を受けた場合は御助言のほどよろしくお願ひいたします。

また今回の利用権設定用紙の提出の締切りは2月15日水曜日といたします。

その提出については、農政課、また各振興局になりますので御助言のほどよろしくお願ひいたします。設定用紙が必要な場合は、お届けいたしますので、後に御連絡をいただきますよう、よろしくお願ひします。

以上となります。

(会長)

はい。

今月の締切りは2月15日となっております。

よろしくお願ひします。

続きまして農用地利用配分計画案について、農政課より説明をお願ひいたします。

(農政課)

農政課の首藤です。よろしくお願ひいたします。

御手元の農用地利用配分計画(案)。

に沿って説明をさせていただきます。

次のページが集計表となっておりますので、御覧ください。

今月の案件は、令和5年4月1日、改修分の48件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、更新で登記地目田、5筆、1万4572平方メートル、契約更新で登記地目田、5筆、7608平方メートル、契約期間6年のもの。

更新で登記地目、田、5筆、6442平方メートル、契約期間10年のもの、更新で登記地目、畑26筆、2万4679平方メートル、契約期間18年9月のもの、新規で登記地目田7筆、5144平方メートル。

以上合計48筆、面積が5万8445平方メートルとなっております。

詳細につきましては、農用地貸付け調書を添付しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より、農用地利用配分計画案についての説明がございました。

どなたか意見等がございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。

ないようですので、取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用配分計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

挙手全員ということで、農用地利用配分計画案についての意見は、特になしということとします。

農政課の方から農業経営基盤強化促進法の改正に伴う、事務連絡がありますので、農政課の方よろしく

お願いいたします。

(農政課)

お願いします。

農業経営基盤強化促進法の一部改正ということで、委員さんにおかれましては既に御案内のとおりかと思いますが、この中で、現行の農地中間管理機構による農用地利用配分計画、それから、市によります。農用地利用集積計画、これらが統合されるという形で、今後は農用地利用集積等促進計画というふうに法律の中で位置づけるようになります。

具体的な手続につきましては、現在、先ほど説明させていただきました農用地利用配分計画、これにつきましては、来月の上程分から、この名称で書類を作成し、委員さんにお示しするようになります。農用地利用集積計画につきましては、この法律の意向技監が、2 か年経過措置の期間がありますので、最大で2 か年の間は、現行のとおり、行っていきたいというふうに思っております。簡単ですが以上で説明を終わります。

(会長)

はい。

ただいま農政課より説明がございました。

何か質問等ございますでしょうか。

ありませんか。

はい、なければ農政課。

ありがとうございました。

はい。

続きまして非農地証明願について審議いたします。

1 番について事務局説明あと、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。それでは非農地証明願の説明をいたします。それでは1 番の説明をします。

申請地の調査は、1 月 23 日に担当区の市原委員と事務局 2 名で実施しました。

申請地は、佐伯市弥生大字、山梨の 2 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、前所有者が高齢で長年放置されたことにより、所有者が相続しておりますが、傾斜地であり、また、竹林化もしており、周囲の状況から見ても、生産性が乏しく、農地として復元するには困難であると思われれます。

現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況です。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 4 に該当します。

審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい、続きまして市原推進委員さんをお願いします。

(市原推進委員)

ここは山林に面しており、もう一部竹林になっていて、特に問題はないと思われま
す。
以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございま
した。

ちょっと待っては、すいませんでした。

ただいま事務局より非農地証明、非農地通知、今回は弥生地域の説明がございま
した。

これより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

これでいい。

ちょっと待ってこれ原稿が。

あ、すいません間違ってます。

ここでただいま事務局より1番の非農地証明願の説明及び推進委員さんから特に問題ないとの意見が
ございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はい、ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして2番についてですが事務局の説明の後、松本推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは非農地証明願2番の説明をします。

今回申請地の調査は、1月23日に担当区の松本推進委員と事務局2名で実施しました。

申請地は、佐伯市中の島2丁目の2筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和58年に所有者が、農地法の知識がなく、住宅を建築し、住居として利用しております。

今回所有権移転を行うとしたところ、地目が畑で、このままでは、所有権移転登記が出来ないための申
請になります。

現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、20年以上が経過しており、この土地を農地に復元
するには、経済的な損失を考慮すれば、困難な状況であると思われま

す。よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

この件に関しては、特に問題はないと思われま。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より2番の非農地証明願の説明及び推進委員さんからの特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで承認したいと思います。

非農地証明願の2件につきましては、承認したいと思います。

続きまして非農地通知について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。それでは非農地通知について弥生地区の非農地通知を今回2月の中旬に送付する予定にしておりますので、今回農業委員さん及び、出席の推進委員さんにも見ていただいてですね、判断をしていただきたいと思。

この非農地通知についてはですね、3人以上の農業委員推進委員で、利用状況を調査した結果、その結果に基づき、判断ができることとされておりますので、今回皆さんに写真を見ていただいて、判断をしていただきたいと思。

御手元の資料、通知大字別一覧表というのと、非農地通知の、図面が入っていると思。スクリーンに映し出して説明していきたいと思。

あと、もう一部については非農地通知の送付予定データというのが皆さんの御手元にあると思。

この、データにより、送付をいたしますのでよろしくお。

それでこれがスクリーンを見ていただけたらと思。これが大字井崎、516番の竹林化しておるところでござ。

次に江良ですね。

これもほとんど山林化をしているような、状態のところ

次が、細田の823番。

これも山林化をしております。

次がですね、山梨ですね。

山梨の491-1、これも、ほとんどがもう山林化しておるよう

次に尺間。

これもほとんどもう竹林化というよう

次に小田ですね。

小田についても、もう山林化の状況でございます。

次に床木です。

床木は、これはちょっとクヌギか何かが終わってともう、非農地判断したいということで、上げておきます。

次が、上小倉。

これはですね、中身は違うな。

これは違うな。

うん。

うん。

これも違う。

さっきのが、ちょっと次に行きましょう。

大坂本の 769 番。

これも、山林化状態になっております。

提内についても山林化の状況でございます。

次は平井ですね。

平井はないんです平井はとってないです。

もう一筆しか、今回上がっておりませんので平井はとっておりません。

かんた 1721 番、これがもう山林化しております。

あれは非農地で赤判定で上がっていく、上浦ちょっと。

この、土地についてはですね赤判定になっただんですが現況を見る限り、農地性はまだかなりあるなということで、これは急遽、非農地通知から削除いたしました。

以上大体抜粋してですね、非農地化しているところについて写真を撮ってきて皆さんに御覧いただいたように出す。

以上です。

(会長)

はい。

ただいま事務局より非農地通知、今回は、弥生地域の説明がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

これにて全ての議案が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これもちまして、令和5年第2回佐伯市農業委員会を終了いたします。
皆さん、お疲れさまでした。